



札幌市税規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年7月8日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第27号

札幌市税規則の一部を改正する規則

札幌市税規則（昭和39年規則第40号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第25条第9号から第11号までを削る。
- (2) 様式72から様式81までを次のように改める。

様式72から様式81まで 削除

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式73及び様式74の規定に基づき作成された給与支払報告書（総括表）及び特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の用紙でこの規則の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。